

事 務 連 絡

令和7年6月27日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 $\left\{ \begin{array}{l} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right\}$ 殿

（各地方整備局等経由）

国土交通省 水管理・国土保全局

水道事業課課長補佐

鋳鉄管の更新計画の策定にあたっての留意事項について

「鋳鉄管の更新計画の策定について（令和7年6月27日付け国水水第113号）」に関する留意事項を、下記のとおり示しますので、事務執行上の参考とされますようお願いいたします。なお、各水道事業者及び水道用水供給事業者の策定状況や内容については令和7年度末に調査予定ですのでご承知置き願います。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

記

1. 鋳鉄管更新計画の様式

鋳鉄管更新計画は、別添の様式を使用して作成すること。

2. 目標

鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管を除く、以下、「鋳鉄管」という）は、老朽化の進行による漏水のリスクが高く早期に更新を行う必要があるため、鋳鉄管の残存延長をできるだけ早期にゼロとすることを目指した目標を記載すること。

3. 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。ただし、緊急輸送道路下に埋設されている管路は令和12年度までの5年間とする。計画期間内に 4. 対

象管路の更新が困難な場合には、更新完了時期等についても記載する。

4. 対象管路

対象管路は、令和6年度末時点の鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管を除く）のうち以下のとおりとする。

- （１）緊急輸送道路下に埋設されている管路
- （２）（１）以外の導水管・送水管・配水本管

5. 年次別更新計画

- ・鋳鉄管の更新延長を記入すること。
- ・「更新」とは、以下の方法によるものとする。
布設替え、新設・撤去、撤去のみ、その他水道事業者等が有効とする対策
- ・令和7年度に更新した鋳鉄管の延長は令和8年度の欄に記載すること。
- ・更新にあたっては、各地下埋設物管理者や、道路管理者、所管の警察等の関係者と調整を行い、基本設計や実施設計期間等を考慮すること。
- ・既に更新計画を策定している水道事業者等においては、本計画に必要事項を転記し、必要に応じて、道路管理者、所管の警察等と再協議を行い、スケジュールの見直しをお願いしたい。

6. 目標更新率

- ・令和12年度末時点および令和17年度末時点の更新率を記入すること。
- ・計画期間内にすべての対象管路が更新困難な場合は、計画期間後の対応について記載すること。

7. 概算事業費

概算事業費は、ダウンサイジングや工法等を考慮して算出することとする。また、撤去のみの場合も概算費用を計上すること。

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
担当 濱田、杉本、猪股、岸本、小泉

Mail hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

TEL 03-5253-8111（内線 34439、34436）

(参考) 鋳鉄管の更新に活用可能な支援制度について

令和 7 年度時点において、鋳鉄管の更新に活用可能な主な支援制度を以下に示すので、事務執行上の参考にされたい。

(1) 水道基幹施設耐震化事業（導水管・送水管耐震化事業）（個別補助）

【対象施設】 導水管・送水管

【要件】 上下水道耐震化計画を策定していること、資本単価要件、加速要件

【補助率】 1/3 等

(2) 水道総合地震対策事業（導水管・送水管耐震化事業、重要施設配水管）

(防災・安全交付金)

【対象施設】 導水管・送水管、重要施設に接続する配水本管・配水支管

【要件】 上下水道耐震化計画を策定していること、資本単価要件、加速要件

【補助率】 1/3 等

(3) 水道施設アセットマネジメント推進事業（防災・安全交付金）

①水道管路緊急改善事業

②管路近代化事業

【対象施設】

①布設後 40 年以上経過した、耐震性の低い基幹管路（導水管、送水管、配水本管）

②石綿セメント管並びに布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管、鋼管等

【要件】

①料金要件、「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であること 等

②直結給水を実施するための事業であること、資本単価要件 等

【補助率】 1/4 等

● : 記載にあたっての留意事項【作成時には削除してください】
青字 : 例文のため変更可能です

〇〇市 鑄鉄管更新計画

〇〇市では、安定的で持続可能な水道システムの構築に向け、**铸铁管（ダクタイル铸铁管除く）（以下、「铸铁管」）の残存延長をできるだけ早期にゼロとすることを目指し、今後10年間の更新計画を策定する。**

また、緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管や基幹管路（導・送・配水本管）について優先的に更新を行う。

令和8年度～令和17年度

(緊急輸送道路下に埋設されている管路は、令和 12 年度末を計画期間とする)

单位 km

道路種別	管路種別					合計(B)
	導水管	送水管	配水本管	配水支管	小計(A)	
緊急輸送道路下						
緊急輸送道路以外						

單位 km

[illegible]

配水本管											
配水支管											
小計											
計											

- 工事完了年度に延長を計上してください。
- 計上する更新延長は布設した延長ではなく工事完了によって除却される鑄鉄管の延長としてください。
- 鑄鉄管の埋設ルートと別ルートに管を新設し、その後鑄鉄管を撤去等する場合も延長を計上してください。
- 鑄鉄管の撤去工事のみ（残置工事含む）の場合も延長を計上してください。
- 例えば、令和7年度に更新等が完了した鑄鉄管の更新延長は、R8の延長に計上してください。

5 目標更新率

	単位 %	
	緊急輸送道路下 (A)	全体 (B)
令和12年度末		
令和17年度末		

【算定式】：令和12年度（或いは令和17年度）末時点の更新延長／延長(A)（或いは(B)）×100（%）

●計画期間後の対応について

- 緊急輸送道路下については令和12年度、緊急輸送道路以外は令和17年度までに鑄鉄管更新率が100%とならない場合に、対象管路ごとに以下の事項について記入してください。
- 対象管路ごとに取組の概要が異なる場合はそれぞれ記入してください。

対象管路：導水管〇〇km、送水管〇〇km、配水本管〇〇km

完了目処：令和〇〇年

取組の概要：・令和〇〇年度に事業統合を計画しており、該当する管路は施設再編計画において廃止のため計画期間内では更新せず、統合後（計画期間後）に廃止する。
・計画期間内に鑄鉄管を水運用から切り離して休止し、計画期間後に更新する。

6 概算事業費

単位 百万円										
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	計

- 概算事業費の算出は下記 URL に掲載の「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引きについて（令和7年3月）」を参考にしてください。
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_am_tool_001.html
- 上記手引きを用いる以外での概算事業費を算出することは妨げるものではありません。